

社会福祉法人淳風会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる働きやすい環境をつくることにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

- ◇ 策定日 令和7年2月18日
- ◇ 計画期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日（2年間）
- ◇ 目標と取組内容・実施時期

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性職員・・・取得率を40%以上にする

女性職員・・・取得率を100%で維持すること（次世代育成支援対策推進法）

（取組内容）

- 令和7年4月～「産後パパ育休」や「パパ・ママ育休プラス」等の育児休業制度内容や取得促進のためのチラシを整備し、職員の取得促進を促す。
- 令和7年10月～育児休業の届出が簡単にできるように人事労務システム内で申請ができるようにシステムを整備する。

目標2：所定外労働時間の平均を、1人当たり毎月5時間未満とする。また職員ごとの各月の法定外労働時間を毎月30時間未満とする。

（次世代育成支援対策推進法）

（取組内容）

- 令和7年4月～所定外労働の原因の分析等を行い、各拠点で対策を行う。
毎月労働時間を法人本部で確認し、必要に応じて対策を行う。

目標3：管理職（課長相当以上）に占める女性職員の割合を、40%以上を目指す。

（女性活躍推進法）

（取組内容）

- 令和7年4月～男女問わず、研修を通して、職位職責に応じて求めること等を意識付け、人材育成に繋げる。

目標4：男女ともに平均勤続年数を8年以上とする。

（女性活躍推進法）

（取組内容）

- 令和7年4月～DX化の促進等により時間外勤務の削減等業務改善につなげる。
多様な働き方やワークライフバランスを促進し、働きやすい職場づくりを目指す。
- 令和7年10月～賃金制度や人事評価制度の検討を行い、必要に応じて改定を行う。